

大阪市中央公会堂インターネット利用規約 (2023年4月1日改定)

第1条 目的

本規約は、大阪市中央公会堂指定管理者サントリーバプリシティサービスグループ（以下「指定管理者」という。）が大阪市中央公会堂（以下「公会堂」という）の貸室利用者の利便性向上を図ることを目的として提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

第2条 利用者

本規約という利用者とは、本サービスを利用する公会堂の貸室利用者を総称していう。

第3条 サービスの内容

- 利用者は、本サービスを利用してインターネットへ接続することができる。
- 本サービスの利用料は、以下のとおり定める。
 - ポケット Wi-Fi の貸し出し 1日 2,800円（税込）
 - インターネット常設回線の利用（フロア毎） 1回 18,000円（税込）/日
※連続利用の場合に限り、2日目以降は1日あたり2,000円（税込）/日
 - インターネット仮設回線の利用（フロア毎） 1回 5,000円（税込）/日
※但し、別途インターネット回線開通にかかる工賃および希望によりプロバイダ契約料を要し、当該金額は施工業者の規定に基づく。

第4条 利用条件

- 本サービスの利用は、本規約及び本サービスを提供する公会堂の関係法令及び利用規則に同意した法人及び個人に対して認めるものとする。
- 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 利用者は、自己の費用と責任で、本サービスの利用に際し次に掲げるものを準備するものとする。また、本サービスの利用にあたり必要となる通信費用及び電力使用料は、利用者が負担する。
 - 本サービスに接続できる通信機能及び Web ブラウザを搭載した通信機器
 - 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源
- 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が負担するものとする。
- 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が自己の責任と費用で行うものとする。

第5条 利用場所及び利用時間

本サービスが利用可能な場所は、公会堂の貸室内のみとし、利用時間は催事の利用区分内とする。

第6条 禁止事項

- 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為（以下「禁止事項」という。）を行ってはならない。
 - 他者の著作権・その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - 他者を誹謗中傷する行為、他者の名誉や権利・信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為
 - 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - 犯罪的行為、公安を害する行為又はそのおそれのある行為
 - 性風俗、宗教、政治に関する活動行為またはそのおそれのある行為
 - ユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為
 - コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
 - 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為
 - ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送信する行為
 - 前各号に掲げるものほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為
 - その他指定管理者が不適当と判断する行為
- 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、指定管理者は一切の責任を負わないものとする。

第7条 利用資格の停止・取消

利用者が次のいずれかに該当する場合、指定管理者は、事前に利用者へ通知することなく直ちに当該利用者の公会堂の貸室及び本サービスの利用を停止もしくは取消することができるものとする。

- 禁止事項に該当する行為を行った又は行うおそれがあると指定管理者が判断した場合
- 本規約又は公会堂の関係法令、大阪市公会堂条例及び大阪市公会堂条例施行規則に違反した場合
- 利用者が反社会的勢力に該当することが判明した場合
- 偽りその他不正の手段により、利用を申請した場合
- 管理上必要な指示に従わない場合
- その他利用者として指定管理者が不適切と判断した場合

第8条 運用の中止要件

指定管理者は、次のいずれかに該当する場合、事前の通知なく、本サービスの運用を中止できるものとする。

- システム保守及び施設設備のメンテナンス等を行う場合
- 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電、感染症の流行その他の事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等やむを得ない事由がある場合
- その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合
- 施設の許容範囲を超えた利用者の利用により、本サービスの円滑な利用が困難であると指定管理者が判断した場合

第9条 免責

- 指定管理者は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、指定管理者及び大阪市は、指定管理者及び大阪市に故意又は過失がある場合に限り、一切責任を負うものとする。ただし、指定管理者及び大阪市の軽過失により利用者に損害が生じた場合、指定管理者及び大阪市は、利用者に現実に生じた通常かつ直後の損害に限り賠償の責任を負うものとする。
- 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合、指定管理者及び大阪市は指定管理者及び大阪市に故意又は過失がある場合に限り、責任を負うものとする。ただし、指定管理者及び大阪市の軽過失により利用者に損害が生じた場合、指定管理者及び大阪市は、利用者に現実に生じた通常かつ直後の損害に限り賠償の責任を負うものとする。
- 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、指定管理者は、指定管理者に故意又は過失がある場合に限り、責任を負うものとする。ただし、指定管理者及び大阪市の軽過失により利用者に損害が生じた場合、指定管理者及び大阪市は、利用者に現実に生じた通常かつ直後の損害に限り賠償の責任を負うものとする。
- 指定管理者は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。
- 指定管理者は、前各項に定めるほか、本サービスに関連して利用者に損害が生じた場合、指定管理者は、利用者に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り賠償の責任を負うものとする。

第10条 規約の変更

指定管理者は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

第11条 損害賠償

利用者が本規約に違反した結果、指定管理者が損害を被った場合、その損害（逸失利益及び弁護士費用を含む。）を利用者は賠償するものとする。

第12条 法令順守

利用者は、本サービスの使用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守する。

第13条 専属合意管轄

本規約に関する準拠法は日本法とする。また、本規約又は本サービスに関連して指定管理者と利用者間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。